

補助金調書

補助金名	福岡市猫の繁殖制限・所有者明示推進事業補助金				担当課 (連絡先)	保健医療局生活衛生部生活衛生課 (TEL 711-4273)	
交 付 先	団 体	獣医師団体			区 分	その他の補助金	
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期					
(公募の場合) 応募要件							
(非公募の場合) 非公募の理由	福岡市内において、猫の不妊去勢手術・マイクロチップ装着の助成事業を実施し得る動物病院が10以上含まれている法人は、一般社団法人福岡市獣医師会のみであるため。						
補助開始年度	平成21	年度	経過年数	17	年度		
補助金の目的 及び 補助対象事業	猫の飼い主等に繁殖制限及び所有者明示の必要性を啓発し、飼い主等の責任の自覚と動物愛護の推進を図ることを目的とする。						
補助金の終期	令和8	年度	延長回数	3	回		
終期を延長する理由							
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	定額	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 猫1頭当たりの不妊去勢手術・マイクロチップ装着に対し、3,750円とし、予算に定める範囲内で交付する。					
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】 福岡市獣医師会の会員病院において正規の料金から猫1頭当たり7,500円を減じた金額で不妊去勢手術・マイクロチップ装着を行った場合に、減じた金額の1/2相当額を補助するものであり、補助金の交付先は福岡市獣医師会のみで済むことから、各飼い主への直接補助に比べ、事務量が大幅に軽減されるため。 【再交付の配分基準】不妊去勢手術・マイクロチップ装着を行った猫1頭当たり3,750円 【審査基準】福岡市が発行した猫のマイクロチップ装着・不妊去勢手術依頼書						
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度		前々年度		前々々年度	
	件	1 件		1 件		1 件	
	750 千円	653 千円		735 千円		731 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	年度中に2回に分けて募集を行い、申し込みのあった猫の不妊去勢手術及びマイクロチップ装着を実施した。						
補助金交付 による効果	殺処分を占める子猫をなくすための繁殖制限と、行方不明の猫をなくすための所有者明示については、動物の愛護及び管理に関する法律及び福岡市動物の愛護及び管理に関する条例において努力義務となっているため、本補助事業を行うことで、その重要性についての広範な周知に貢献している。						

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。